

平成 31 年 1 月 21 日

各 位

ヒロセホールディングス株式会社

## 関西地区の重仮設事業統合に関するお知らせ

この度、当社グループの事業会社であるヒロセ株式会社（以下、「ヒロセ」）と太洋ヒロセ株式会社（以下、「太洋ヒロセ」）との間で、会社分割（以下、「本会社分割」）により関西地区の重仮設事業を統合することといたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 事業統合の目的

建設業界は、アベノミクスや東京五輪需要等により堅調に推移しており、関西地区においても、2025年の大阪万博が決定するなど大型プロジェクトが計画され、今後数年間は需要が旺盛になると予想されますが、将来的には厳しい事業環境となることが想定されます。このような環境に対応するため、ヒロセ及び太洋ヒロセは、平成 28 年 4 月に西日本地区の重仮設事業の統合を行い、競争力強化に努めてまいりました。

この度、両社は、西日本地区統合の成果を踏まえ、関西地区についても重仮設事業を統合することで合意いたしました。今後は、一層の技術力・施工力・材料の品質向上を実現し、現場対応力をさらに高め、ますます多様化するお客様のニーズに的確に応えてまいります。

### 2. 会社分割の要旨

#### (1) 分割の日程

吸収分割契約書の締結 平成 31 年 2 月下旬(予定)

吸収分割の効力発生日 平成 31 年 4 月 1 日(予定)

本会社分割は、太洋ヒロセにおいては会社法 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、同社の株主総会による承認を経ずに行う予定です。

#### (2) 分割方式

太洋ヒロセを吸収分割会社、ヒロセを吸収分割承継会社とする吸収分割とします。

#### (3) 分割又は承継する事業の内容、権利義務及び債務履行の見込

本会社分割により、太洋ヒロセは関西地区の重仮設事業を分割し、ヒロセが当該事業を承継いたします。これに伴い、分割対象事業に係る資産・負債及び契約上の地位並びにこれらに付随する権利義務は、太洋ヒロセからヒロセに承継されます。

なお、本会社分割の効力発生日以降においてヒロセが負担すべき債務については、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

この件に関するお問合せ先

ヒロセホールディングス株式会社 経営企画部 水谷 TEL 03-5634-4505

以上